

## 柏たなか駅前公園駐車場運営事業者募集要領

令和6年2月7日  
柏市公園緑地課

この要領は、柏たなか駅前公園の利用者等が利用する駐車場の運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な手続きを定めるものです。事業者の募集に参加される方は、この募集要項をよく確認し、次の各事項を承知の上、お申込みください。

## 1 公募物件

## (1) 設置目的

本件公募物件は、柏たなか駅前公園を利用される方等の駐車場所の確保を目的とします。（ただし、本駐車場の利用は、誰でもできるものとします。）

## (2) 公園概要

項目	内 容
公園名	柏たなか駅前公園
所在地	大室一丁目4番先
公園面積	24661.11㎡
公園の種別	近隣公園
主な施設	<p><b>【主な建物】</b>  環境コンビニステーション（事務所棟・貸部屋棟2棟の合計）  用途            その他（公園管理事務所）  構造            鉄骨造，地上1階  建築面積      86.10㎡  延床面積      86.10㎡</p> <p>柏市地域子育て支援施設  開設日    令和6年2月1日  用途            児童福祉施設等  構造            鉄骨造，地上1階  建築面積      214.49㎡  延床面積      214.49㎡</p> <p><b>【その他】</b>  ミスト噴水（夏季限定使用），便所1棟，健康遊具4基，複合遊具1基，幼児用遊具3基，四季自由の花壇，自転車置き場2箇所</p> <p>※上記の内容は許可期間中に変更となる場合がございます。</p>
用途地域	第一種低層住居専用地域，第二種低層住居専用地域，第一種住居地域

## (3) 対象物件（以下、「駐車場」と称します）

所在	許可場所	物件概要
柏たなか駅前公園内	駐車場	駐 車 台 数：63台 （うち車いすマーク等優先駐車場2台） 全 体 面 積：1,646.85㎡ 公園施設管理許可面積：787.5㎡

※公園施設管理許可面積は63台分の駐車区画のみの合計となります。

## (4) 対象物件の月最低使用料

公園施設設置許可の範囲1平方メートルにつき 1月 100円以上

公園施設管理許可の範囲1平方メートルにつき 1月 150円以上

※公園施設設置許可の範囲は、応募者が本件の駐車場管理に必要な機材一式を設置する範囲の垂直投影面積（地下に埋設する設置物を含む）となります。

※公園施設設置許可及び公園施設管理許可の範囲に1平方メートル未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げ1平方メートル単位で計算することとします。

## 月最低使用料の計算例

公園施設設置許可分	10 (㎡) × 100 (円) = 1,000 (円)
公園施設管理許可分	788 (㎡) × 150 (円) = 118,200 (円)
合計 (月最低使用料)	119,200 (円)

※公園施設設置許可分は機材一式を設置する範囲の垂直投影面積によって金額が変動します。

## (5) 利益の還元

駐車場における売上が年間800万円を超える場合、超えた金額の2分の1に相当する額を、使用料とは別に柏市に納めることとし、次に定めるとおりに行う。

ア 利益の還元及びその計算の基礎となる売上の集計は年度単位で実施するものとする。ただし、各年度における許可期間が12カ月に満たない場合、年間800万円とした基準額について、当該期間の存する月数に応じて月割りを行ったうえで還元額を算出するものとする。

イ 還元（支払）の期日は、各年度末日から1カ月後までとし、金額は許可要件で報告事項として示す売上金額に基づき、柏市が算出し事業者はその金額を通知する。

## (6) 関係書類

本募集事項に関する書類・様式等（ファイル名）は次のとおりです。

01 募集要領.pdf

02 許可要件.pdf

03 協定書（案）.pdf

04 駐車場平面図.pdf

05 様式類（第1号様式～第6号様式）.doc

・応募申込書、誓約書、使用料提案書、代理人による契約等に関する申出書、質問書、応募辞退届

## 2 応募資格要件

本駐車場運営について、事業者の応募申請を行えるものは法人その他の団体（以下「応募団体」という。）とします。

応募団体並びにその代表者及び役員等は、申請時において次に掲げる全ての要件を満たしているものとします。

なお、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことがあります。

- (1) 応募団体が法人格を有しない場合は、団体の規約及び事業計画を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。
- (3) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（応募団体及び構成団体が法人格を有しない場合は、その代表者が地方税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと）。
- (4) 本市の市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (5) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びこれに準じる団体をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (10) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。
- (12) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。
- (13) 上述(9) から(12) に関する応募資格を確認するために行う警察への情報提供について同意していること。

### 3 公園施設設置管理許可の条件等

#### (1) 許可の内容

都市公園法第5条の公園施設設置管理許可に基づき、駐車場の運営を行っていただきます。

#### (2) 許可期間（管理期間）

令和6年7月1日（月）から令和12年3月31日（土）まで

※駐車場機器は許可期間の開始までに設置するものとし、許可期間の満了に伴う撤去工事等は許可期間のうちに行うものとします。ただし、その期間にかかる使用料の減額は行いません。

#### (3) 使用料の納付

使用料は、柏市都市公園条例第17条第2項に基づき、各年度の四半期ごとに市が発行する納入通知書で指定する期限までに、前納していただきます。（許可期間が下記の期中から開始する場合は、別途柏市が指定する期限まで）

ア 第1期 4月から6月まで

イ 第2期 7月から9月まで

ウ 第3期 10月から12月まで

エ 第4期 1月から3月まで

#### (4) 事業者が負担すべき経費

ア 応募の手続きに関する一切の費用

イ 駐車場の設置に必要な各種手続きに要する費用

ウ 許可期間における駐車場の準備・営業等に必要な光熱水費及び駐車場区画白線、車止め等の補修費、その他駐車場全体の維持管理に必要な経費

エ 駐車場設営に必要な機器、案内看板、工事費等、設営に要する一切の費用

#### (5) 遵守事項

許可期間前及び許可期間中は、次のことを遵守してください。

ア 駐車場の運営、整備については、建築基準法、駐車場法その他の関係法令を遵守してください。

イ この公募条件及び許可要件を遵守し、使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。

ウ 事業者は、駐車場を設置、運営する権利を第三者に譲渡し、転貸し、質入に供し、又、営業の委託、名義貸し等をすることはできません。

## 4 応募申込手続き

## (1) スケジュール

内容	日程
募集要領公表	令和6年 2月 7日(水)
質問の受付	令和6年 2月 7日(水)～ 令和6年 2月14日(水)
質問書の回答	令和6年 2月19日(月)予定
応募申請書の受付	令和6年 2月 7日(水)～ 令和6年 2月27日(火)
応募資格審査結果の通知（書類審査）	令和6年 3月上旬予定
開札	令和6年 3月11日（月）予定
基本協定締結	令和6年 3月下旬頃
落札者による設計・各種手続・工事	令和6年 3月下旬頃～
管理開始	令和6年 7月 1日（月）

※上記スケジュールはやむを得ない事由により変更になる場合があります。

## (2) 質問及び回答等

## ア 質問の受付期間

令和6年2月7日（水）から2月14日（水）午後5時15分まで

## イ 質問の提出方法

所定の様式（第5号様式）に質問内容等を入力の上、メールに添付し、下記アドレスに送信してください。

メールアドレス koenryokuchi@city.kashiwa.chiba.jp

送信後、柏市公園緑地課（04-7167-1148）にその旨を電話で連絡してください。柏市公園緑地課でメールの受信を確認したら、その旨の確認メールを送信アドレスに返信します。

## ウ 質疑への回答

令和6年2月19日（月）までに、柏市ホームページに掲載する予定です。

（質問をしなかった方も質問と回答を確認できます。質問者名は公表しません）

（使用料の積算等に直接関係のない質疑については、質問者のみに回答します）

## (3) 申込

## ア 受付期間

令和6年2月7日（水）から2月27日（火）午後5時15分まで  
（開庁時間帯に限る）

## イ 提出方法（紙による提出）

柏市公園緑地課まで直接持参

所在 柏市柏五丁目10番1号 柏市役所分庁舎1 3階

提出時に書類の確認を行いますので、提出（来庁）前に、公園緑地課に電話で連絡してください。

やむを得ない理由により、郵送を希望される場合は、別途ご相談ください。郵送の

場合でも到着期限は2月27日（火）となります。郵送での提出の場合は、提案受付日前に提案書類が届いたか、電話で確認してください。

#### ウ 応募時提出書類

	書類名	様式
1	応募申込書	第1号様式
2	登記事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	履歴事項全部証明書
3	印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）	
4	納税証明書等	本店または支店等の所在地及び本市において、地方税、法人税、消費税及び地方消費税の未納がないことを示す証明書（納税証明書「その3」他） ただし、納税に係る申告が必要ない場合や、本店または支店等の所在地及び本市において地方税、法人税、消費税及び地方消費税の課税がない場合については、証明書等の添付は不要とします。
5	誓約書	第2号様式
6	会社概要（パンフレット等）	任意
7	代理人による契約等に関する申出書（代理人（支店長等）による契約、使用料の納入等、または使用印の使用を希望する場合のみ提出）	第4号様式

#### (4) 審査

提出された書類を審査します。書類の不備等があった場合は、提出期限を指定して再提出を求めます。

期限内に必要な書類が提出されない場合、書類に重大な不備・不足がある場合、「2応募資格要件」を満たしていない場合等は、失格となりますのでご注意ください。

#### (5) 留意事項

申請者に関する情報、申請者数及び設置予定業者以外の使料提案額等の問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。また、申請に要する一切の経費等については、申請者の負担とし、提出された資料については返却いたしません。

提出書類に記載された個人情報等は、柏たなか駅前公園駐車場運営事業者の決定事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。ただし、資格確認のため、警察当局に情報提供をする場合があります。

#### (6) 開札

##### ア 日時・場所

令和6年3月11日（月）午後2時から  
柏市役所分庁舎2 第1・2会議室

## イ 開札手続き

開札参加者は、使用料提案書(第3号様式)に必要事項を記入、押印の上、開札場所まで直接持参にて提出してください。郵送の場合は「(ア) 使用料(第3号様式)」と「(イ) 応募資格確認通知書の写し」を封筒に入れ封をし、表に氏名(法人は、称号又は名称)、柏たなか駅前公園駐車場運営事業者募集の使用料提案書在中の旨を記載し3月7日(木)必着で柏市役所都市部公園緑地課へ送付して下さい。

(ア) 使用料提案書(第3号様式)(提案書に記載する提案金額は、1か月間の使用料の金額を記載してください。)

(イ) 応募資格確認通知書の写し

## ウ 決定方法

使用料提案金額が柏市が設定する月最低使用料以上の金額、かつ、最高金額であった者を予定事業者とします。最高金額となるべき応募金額での申し込みが2者以上ある場合は、第3者立会のもと、くじ引きにより決定いたします。

## (7) 結果通知及び公表

応募者全員に結果について文書にて送付します。またホームページに決定事業者名とその使用料について掲載・公表します。

## 5 許可手続き

## (1) 協定書の締結

事業者に決定した者に公園施設設置管理許可申請書を提出頂き、その許可に合わせて、協定書を締結します。協定書(協定書案は別に提示しています)2通に記名押印し、公園緑地課まで提出してください。協定を締結しましたら、1通を返還いたします。

## (2) 使用料の納付

許可期間開始後に、使用料について納入通知書を発行しますので、納付期日内に納めてください。

## 6 事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 応募申込書に虚偽の記載があった場合。
- (2) 設置予定者が、応募者資格を失った場合
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置業者としてふさわしくないと、本市が判断した場合。

## 7 予定事業者等の繰上げ

- (1) 予定事業者の決定の取消しがあった場合には、本公募において次順位に高額な使用料提案のあった者を繰上げ事業者とします。また、次順位の者にも契約の解除等があった

場合には、その次に高額な使用料提案のあった者を繰上げるものとし、以下同様に使用料の提案金額が高額な者から順次繰上げます。

- (2) 繰上げを辞退する場合には、書面にて辞退届（任意様式）を提出していただきます。
- (3) 繰上げにより許可期間が変更になった場合は、使用料の金額は日割り計算により算定します。

## 8 問い合わせ先

柏市役所 都市部 公園緑地課

- (1) 所在（郵送先）

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

柏市 都市部 公園緑地課 総務緑地担当

- (2) 電話 04-7167-1148（直通）
- (3) F A X 04-7167-2266
- (4) メールアドレス koenryokuchi@city.kashiwa.chiba.jp

以上